

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づいて行った事務の執行に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成26年3月4日

岩手県監査委員 柳村 岩見
岩手県監査委員 高橋 昌造
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

第1 行政監査の概要

1 監査のテーマ

「高額物品の使用状況について」

2 監査の目的

県が取得し、所有する財産については、必要性を検討した上で適時に適切なものを調達し、常に良好な状態において管理し、その目的に応じて最も効果的な活用を図らなければならない。

厳しい財政状況のもと、特に高額物品を対象として、その管理及び活用状況について、3E（経済性・効率性・有効性）の観点から監査を実施し、改善点を明らかにすることにより、その管理、活用などについて適切な対応を促し、もって高額物品の機能・役割が十分に果たされることを目的として、本テーマを選定した。

3 監査の対象

（1） 監査の対象とする高額物品

平成25年6月3日現在において、備品管理一覧表に登録されている物品（平成25年度購入物品を除く。）で、取得金額が1,000万円以上のものを対象とした。

ただし、美術品取得基金で購入したもの及び応急仮設住宅を除いた。

（2） 監査対象機関

対象とする高額物品を所管する機関を監査対象機関とした。

4 監査の着眼点

- （1） 物品の管理は適切か。
- （2） 物品購入に係る契約方法は適切か。
- （3） 物品に係る定期点検費用は適切か。
- （4） 物品が有効に利用されているか。
- （5） 物品の貸付状況は適切か。

5 監査の実施方法

（1） 監査の実施方法

県の本庁各部局等、医療局及び企業局、議会、監査委員及び各委員会の事務部局に対象とする高額物品の有無を照会し、該当があった監査対象機関について、提出された監査調書に基づき監査を行った。

また、物品に係る定期点検費用が高額である、使用頻度が低い、貸付けが恒常的に行われている傾向にある等物品の使用状況が特徴的なものを選定し、必要に応じて実地に所管機関の監査を行った。

なお、実地監査を行った機関は、次のとおりである。

監査対象本庁部局等	所管機関
総務部	総合防災室
農林水産部	農業研究センター

県土整備部	北上土木センター、一関土木センター、二戸土木センター
教育委員会事務局	県立図書館、黒沢尻工業高等学校、水沢工業高等学校、千厩高等学校、種市高等学校、福岡工業高等学校
医療局	釜石病院、磐井病院、久慈病院、江刺病院、中部病院、九戸地域診療センター

(2) 監査の実施期間

平成25年8月から平成26年1月まで

第2 対象物品の現況

1 対象物品の状況について

(1) 部局等別物品保有状況

監査対象の物品数と取得金額の部局等ごとの状況は次のとおりである。

部局等	物品数	構成比 (%)	取得金額 (円)	構成比 (%)
秘書広報室	1	0.1	14,070,000	0.0
総務部	16	1.0	317,338,182	0.8
政策地域部	13	0.8	302,251,574	0.7
環境生活部	3	0.2	105,881,400	0.2
保健福祉部	72	4.4	1,533,101,775	3.6
商工労働観光部	62	3.8	1,180,280,385	2.8
農林水産部	65	4.0	1,151,849,973	2.7
県土整備部	432	26.7	8,412,797,267	19.7
復興局	0	0.0	0	0.0
国体・障がい者スポーツ大会局	0	0.0	0	0.0
出納局	0	0.0	0	0.0
議会事務局	2	0.1	34,945,000	0.1
教育委員会事務局	212	13.1	3,896,795,847	9.1
選挙管理委員会事務局	0	0.0	0	0.0
人事委員会事務局	0	0.0	0	0.0
監査委員事務局	0	0.0	0	0.0
警察本部	22	1.4	421,692,562	1.0
労働委員会事務局	0	0.0	0	0.0
収用委員会事務局	0	0.0	0	0.0
海区漁業調整委員会事務局	0	0.0	0	0.0
医療局	713	44.1	25,157,229,291	59.0
企業局	5	0.3	137,951,000	0.3
合計	1,618	100.0	42,666,184,256	100.0

県全体では1,618件で、取得金額が426億6,618万円である。

件数では、「医療局」が713件（44.1%）と最も多く、次いで、「県土整備部」が432件（26.7%）、「教育委員会事務局」が212件（13.1%）となっている。

取得金額では、「医療局」が251億5,723万円（59.0%）で半数以上を占め、次いで、「県土整備部」が84億1,280万円（19.7%）、「教育委員会事務局」が38億9,680万円（9.1%）となっている。

内容としては、「医療局」では病院で使用する医療器械が、「県土整備部」では除雪機械等の大型特殊車両が、「教育委員会事務局」では高等学校で使用する実習用機器が高額物品において大きな割合を占めている。

(2) 分類別物品保有状況

監査対象の物品数と取得金額の分類ごとの状況は次のとおりである。

分類	物品数	構成比 (%)	取得金額 (円)	構成比 (%)
普通会計 (知事部局、議会事務局、教育委員会事務局及び警察本部)				
いす・テーブル類	2	0.1	23,046,500	0.1
箱・戸棚類	2	0.1	173,350,000	0.4
事務用機器類	19	1.2	404,194,753	0.9
印章類	0	0.0	0	0.0
被服・寝具類	0	0.0	0	0.0
ちゅう房具類	0	0.0	0	0.0
点灯器類	0	0.0	0	0.0
冷暖房機器類	1	0.1	47,880,000	0.1
計測機器類	15	0.9	329,938,460	0.8
写真・光学機器類	9	0.6	137,945,480	0.3
医療機器類	30	1.8	580,139,822	1.4
試験・実験機器類	128	7.9	2,405,967,079	5.8
農水産機器類	8	0.5	99,853,118	0.2
諸機械類	100	6.2	1,836,879,686	4.3
車両・船舶類	493	30.5	9,440,393,961	22.1
諸工具類	0	0.0	0	0.0
教養・娯楽・体育器具類	17	1.0	276,550,760	0.7
標本・美術品類	66	4.1	1,403,129,375	3.3
図書類	0	0.0	0	0.0
楽器・音響機器類	4	0.2	51,000,893	0.1
家庭用電気製品類	0	0.0	0	0.0
雑機器類	6	0.4	100,734,078	0.2
小 計	900	55.6	17,371,003,965	40.7
企業会計 (医療局、企業局)				
医療局) 備品	68	4.2	1,458,505,932	3.4
医療局) 車両	1	0.1	14,980,000	0.0
医療局) 医療器械	644	39.8	23,683,743,359	55.5
企業局) 機器諸備品	2	0.1	68,871,000	0.2
企業局) 諸車	3	0.2	69,080,000	0.2
小 計	718	44.4	25,295,180,291	59.3
合 計	1,618	100.0	42,666,184,256	100.0

注 医療局及び企業局については、物品の分類方法が他の部局等と異なるため、別建てでの表記とした。

件数では、「医療局における医療器械」が644件 (39.8%) と最も多く、次いで、「車両・船舶類」が493件 (30.5%)、「試験・実験機器類」が128件 (7.9%) となっている。

取得金額では、「医療局における医療器械」が236億8,374万円（55.5%）で半数以上を占め、次いで、「車両・船舶類」が94億4,039万円（22.1%）、「試験・実験機器類」が24億597万円（5.8%）となっている。

2 物品購入に係る契約方法について

監査対象の物品の購入契約状況は、次のとおりである。

契約方法	件数	構成比 (%)
基金で調達（一般競争入札等）	437	27.0
一般競争入札	310	19.2
指名競争入札	101	6.3
随意契約	159	9.8
プロポーザル方式	0	0.0
プロポーザル方式以外	159	9.8
寄附採納	57	3.5
その他（不明を含む。）	554	34.2
合計	1,618	100.0

注 「基金で調達」とは、出納機関に入札等を依頼し、用品調達基金により購入したものを指す。

件数では、「その他（不明を含む。）」が554件（34.2%）と最も多く、次いで、「基金で調達（一般競争入札等）」による契約件数が437件（27.0%）、「一般競争入札」が310件（19.2%）、「プロポーザル方式以外による随意契約」が159件（9.8%）、「指名競争入札」が101件（6.3%）、「寄附採納」が57件（3.5%）となっている。「プロポーザル方式による随意契約」はなかった。

なお、「その他（不明を含む。）」の数値が大きくなった要因は、文書保存期限が5年とされており、その期間を経過したことから、購入手続関係の書類が廃棄処分されたことによるものである。

3 物品に係る年間の定期点検費用（車検等法定点検を除く。）について

定期点検費用を要した物品の中で、定期点検費用の割合件数は、次のとおりである。

定期点検費用の割合	件数	構成比 (%)
500%以上	4	1.5
400%以上500%未満	1	0.4
300%以上400%未満	2	0.8
200%以上300%未満	1	0.4
100%以上200%未満	13	5.0
50%以上100%未満	7	2.7
30%以上50%未満	3	1.2
20%以上30%未満	6	2.3
10%以上20%未満	30	11.6
10%未満	192	74.1
合計	259	100.0

注 定期点検費用の割合とは、（定期点検費用÷物品取得金額）×100である。

定期点検費用が、物品の購入金額を超える事案は21件（8.1%）と少数である一方、大半の物品（74.1%）は10%未満であった。

定期点検費用の額が大きい物品は、医療情報システムのネットワーク管理や行政情報のネットワーク運営、衛星通信ネットワーク管理等、データの管理を中心としたサーバ機器類が上位を占めている。

なお、定期点検業者については、特定の業者でないと部品等を扱っていないこと、また高度な技術を要する等の理由により、当初から1社による随意契約の方法が大半となっている。

4 物品の有効利用について

(1) 物品の利用状況

監査対象の物品の利用状況は、次のとおりである。

利用率	平成23年度		平成24年度		合 計	
	件 数	構成比 (%)	件 数	構成比 (%)	件 数	構成比 (%)
0%	161	10.4	166	10.3	327	10.3
1%以上10%未満	324	21.0	335	20.7	659	20.8
10%以上20%未満	146	9.4	177	10.9	323	10.2
20%以上30%未満	98	6.3	107	6.6	205	6.5
30%以上50%未満	114	7.4	113	7.0	227	7.2
50%以上	650	42.1	676	41.8	1,326	41.9
不明	53	3.4	44	2.7	97	3.1
合 計	1,546	100.0	1,618	100.0	3,164	100.0

注 利用率とは、(利用日数÷365)×100である。

監査対象期間を含む過去2年間(平成23～24年度)の利用状況(延べ)については、「0%(全く使用されなかった)」が327件(10.3%)、「1%以上10%未満」が659件(20.8%)、「10%以上20%未満」が323件(10.2%)、「20%以上30%未満」が205件(6.5%)と、4割強が利用率30%未満であった。

「0%(全く使用されなかった)」の物品において大きな割合を占めていたのは、商工労働観光部及び農林水産部における試験・実験機器類や医療局における医療器械、高等学校で使用する実習用機器であった。

一方で、「50%以上」が1,326件(41.9%)と全体の4割以上を占めた。

この結果から、全く又はほとんど利用されていない物品と利用頻度の高い物品の二極化が、顕著となった。

なお、不明とは使用簿等がないため、利用日数をカウントできない等を指す。

(2) 物品の利用頻度が低い理由

監査対象期間を含む過去2年間(平成23～24年度)の物品の利用頻度が低く、その要因たる件数は、次のとおりである。

利用頻度が低い理由	平成23年度		平成24年度		合 計	
	件 数	構成比 (%)	件 数	構成比 (%)	件 数	構成比 (%)
故障(未修理)	10	2.0	10	1.9	20	2.0
故障(修理中又は修理済み)	1	0.2	0	0.0	1	0.1
陳腐化又は老朽化	36	7.3	38	7.4	74	7.3
後継の設備、機器等導入	23	4.7	28	5.4	51	5.0
取得目的事業の完了	17	3.4	17	3.3	34	3.4
特殊用途で利用頻度が小	291	58.8	291	56.3	582	57.5
検査等依頼の需要が小	20	4.0	17	3.3	37	3.7
取得後間もない	19	3.8	39	7.6	58	5.7
操作職員が少ない又はいない	10	2.0	10	1.9	20	2.0
授業時間数が少ない又ははない	27	5.5	26	5.0	53	5.2
その他(不明を含む)	41	8.3	41	7.9	82	8.1
合 計	495	100.0	517	100.0	1,012	100.0

注 「利用頻度が低い」とは、年間の利用実績が40日未満のものを指す。

2年間の合計を原因別に並べると、「特殊用途で利用頻度が小」が582件（57.5%）と大きな割合を示し、次いで、「その他」で82件（8.1%）、「陳腐化又は老朽化」が74件（7.3%）、「取得後間もない」が58件（5.7%）、「授業時間数が少ない又ははない」が53件（5.2%）となっている。

なお、利用頻度の低い理由は、次のようなものがあつた。

- ア 陳腐化又は老朽化 県の財政状況が厳しい中、物品の更新、又は廃棄の費用を捻出できないもの
- イ 特殊用途で使用頻度が小 除雪機械等の大型特殊車両のように、除雪等季節的に利用されるもの
- ウ 取得後間もない 年度途中に取得したため、年度内利用可能日数が限られたもの
- エ 授業時間数が少ない又ははない 学習指導要領と制度の変更により、授業が減少、又はなくなったもの
- オ その他 病院において常勤医又は技術職員が不在であるもの

5 物品の貸付状況について

物品の貸付状況について、貸付先及び件数は、次のとおりである。

貸付先	件数	構成比 (%)
自機関でのみ利用	1,098	67.9
他の機関と共同利用	6	0.4
外部機関等へ貸付け	359	22.2
県	7	0.4
市町村	4	0.3
県の外郭団体	29	1.8
民間企業	317	19.6
不明	2	0.1
施設利用者の利用に供する	14	0.8
展示	68	4.2
その他	73	4.5
合計	1,618	100.0

平成24年度における貸付状況を見ると、「自機関でのみ利用する」が1,098件（67.9%）と6割を超える割合となっており、次いで、「外部機関等への貸付け」が359件（22.2%）、「その他」が73件（4.5%）となっている。

「外部機関等への貸付け」の中で最も多いのは、冬期における除雪機械等の民間業者への貸付である。

これは、委託業者と道路除排雪業務委託契約の締結に当たり、県の所有する物品を年度末まで貸し付けるといったものである。

第3 監査の結果

1 改善を要する事項について

監査の結果、改善を要する事項は、次のとおりである。

(1) 物品の管理について

県立美術館に保管してある油彩、広域振興局における大型特殊車両等重要物品管理表への登録が行われていないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい（生涯学習文化課13件、二戸土木センター2件並びに遠野農林振興センター、スポーツ健康課、一戸高等学校及び大船渡病院各1件）。

(2) 物品に係る定期点検費用について

高等学校の授業で使用している電子顕微鏡の保守点検整備業務委託契約に当たり、委託業務の内容を示す仕様書が契約書に添付されていないものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい（黒沢尻工業高等学校）。

(3) 物品の貸付状況について

除雪機械等の大型特殊車両の貸付けに当たり、契約書に定める建設機械貸付要領（以下「要領」という。）の取扱いに関し、次のものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。

- ア 除排雪業務委託契約に当たり、除排雪機械を貸し付ける際に適用となる要領が契約書に添付されていないもの（北上土木センター）
- イ 要領に定める建設機械運転日報及び建設機械使用実績月報が作成されていないもの（北上土木センター、一関土木センター及び二戸土木センター）
- ウ 要領に定める建設機械機能現況確認書や建設機械受領書が作成されていないもの（北上土木センター）
- エ 要領に建設機械使用実績月報の提出期限が明示されていないもの（二戸土木センター）
- オ 本庁で示した要領と異なる運用をしているもの（北上土木センター）
- カ 物品取扱員に任命されていない者が、機械機能の現況確認を行っているもの（一関土木センター及び二戸土木センター）
- キ 物品取扱員の現況確認が行われていないものがあつたもの（一関土木センター）

2 今後留意されたい事項について（意見）

監査の結果、今後留意されたい事項は、次のとおりである。

(1) 物品購入に係る契約方法について

第2の4に記載したとおり、利用率の低い物品には、IT関連や医療器械、実習用機器等が多く見られる。

これらは、技術革新の激しいものであることから、購入のみならず賃借や外部委託、共同利用との比較を行う等経済的かつ効果的な取得の検討に努められたい。

(2) 物品に係る定期点検費用について

第2の3に記載したとおり、電子的ネットワークシステムの調達に当たっては、そのメンテナンス費用が高額となっている。

昨今の厳しい財政状況を勘案すれば、物品本体と定期点検費用を一括し、一般競争入札又はコンペによる公募に付すれば、総体的に割安となる場合も考えられるので、可能な限り全体費用を考慮した調達方法によることが望ましい。

ただし、用品調達基金により調達する物品にあつては、現状として物品購入担当課と定期点検費用支出事務担当課が異なり、上記入札を一括に付すことが困難な状況にあることから、今後、それを改善する体制やルールを構築し、県全体として経費の節減につながるよう検討されたい。

(3) 物品の有効利用について

厳しい財政状況の中、3E（経済性・効率性・有効性）の観点から、物品の利用状況においてもPDCAサイクルの視点を取り入れる等取得計画から利用状況の検証、取得目的の達成評価、課題抽出までの一連の流れについて評価を行い、物品のさらなる有効利用に資することが望ましい。

試験・実験機器等で、取得目的事業の完了等により、自機関では利用しなくなった物品にあつては、当該物品を必要とする機関への所管換えを可能な限り行うなど、物品の有効利用を図るよう努められたい。

広域振興局で所管している除雪機械等の大型特殊車両については、県全体として物品の余剰が生じないよう本庁主管課において集中購入、又は物品の管理状況を一元的に把握し、所管換えを含め必要最小限で効率的に物品を稼働できる方策を検討されたい。

また、物品の有効利用に当たっては、取得時に目的終了の目安など事前に計画して取得することにより、効率的に次の購入と既存の物品の処分を図るシステムの構築に努めるべきと考える。

なお、高等学校において老朽化などから全く使われていない大型の実習用機器について、物品自体の有効利用はもとより、当該物品が教室内においてかなりの場所をとっており、教室の有効活用の面からも問題があると思われるものがあつた。廃棄が必要な物品については、速やかに廃棄の手続きをとり、物品管理における無駄を極力減らし、スクラップ等再利用でき

る場合には売却の手続きをとり、県財政に貢献できるよう努められたい。

(4) 物品の貸付状況について

建設機械運転状況を把握するための報告等の様式が、要領に定めるものと、実際に運用されている岩手県除雪管理システムから出力されるものと内容が同様であるにも関わらず様式が異なっているので、所要の整備に努められたい。